

遺産整理業務委託契約書

【被相続人の表示】

本 籍
最後の住所
氏 名 (年 月 日生)
死亡年月日 令和 年 月 日

第1条 (遺産整理業務委託契約)

被相続人の法定相続人 (以下「甲」といいます。) は、一般社団法人すまいる相続・後見・信託センター (代表理事 田近 淳) (以下「乙」といいます。) に対し、被相続人の遺産整理業務を委託します。

2 遺産整理業務は、次の業務とします。

- ① 戸籍関係書類の取得・相続関係説明図の作成
- ② 相続財産の調査 (不動産の課税明細書・名寄帳、預貯金・有価証券等の残高証明書・取引明細書等の取得を含む)、財産目録の作成
- ③ 遺産分割協議書の作成
- ④ 相続財産の名義変更や換価処分・換金手続、貸金庫の名義変更・解約手続 (不動産の相続登記(※)・売買・売買代金の受領等、預貯金・有価証券・出資金他すべての金融資産・その他動産等の名義変更・解約・払出し・売却・換価金の受領、貸金庫の開扉・内容物の受領、相続届等必要書類への記入・捺印等)
- (※) 田近淳司法書士事務所 (横浜市旭区本村町105番地 ラテール旭2階) に委託します。
- ⑤ 株式未受領配当金の受領
- ⑥ 未収金・各種還付金の受領、未払金・各種税金等の支払い
- ⑦ 税理士・弁護士・土地家屋調査士・行政書士等の紹介

3 甲は、乙が前項の業務の全部又は一部を第三者に委任することを承諾する。

第2条 (報酬)

前条の遺産整理業務の報酬は、下記計算式に基づいて算出するものとします。

- 2 報酬を算出する元となる相続財産額は、不動産については相続開始時における年度の固定資産評価額とし、その他の財産について相続開始時における時価評価額とします。
- 3 家財、手許現金、未収年金、還付金等の少額財産およびその他特段の手続を要しない財産 (自社株等を含む)、祭祀財産および相続債務については、第1項の相続財産額に含まれない財産とします。
- 4 前条第2項に含まれない業務については、別途定めるものとします。

相続財産額 (消極財産を除きます)	報 酬 額
1,000万円以下	30万円+消費税
1,000万円を超え5,000万円以下	(相続財産額の1.2%+18万円)+消費税
5,000万円を超え1億円以下	(相続財産額の1.0%+28万円)+消費税
1億円を超え3億円以下	(相続財産額の0.8%+48万円)+消費税
3億円以上	(相続財産額の0.5%+138万円)+消費税
特に複雑又は特殊な事情がある場合	依頼者との協議により定める額
遺産整理業務に裁判手続きを要する場合	別途裁判手続きに要する弁護士費用がかかります

第3条 (その他)

不動産の売却・管理など、遺産整理業務のために必要となる精算行為については、別途算出するものとします。

- 2 不動産の移転登記に必要な手数料 (登録免許税額、印紙代など) 等、遺産整理業務にあたり特段の費用負担が発生する場合には、当該費用は別途相続財産において負担するものとします。

本契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲および乙が各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(甲) 住 所

氏 名



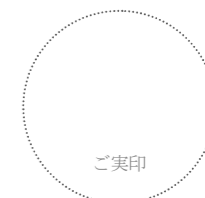
(甲) 住 所

氏 名



(甲) 住 所

氏 名



(甲) 住 所

氏 名



(乙) 主たる事務所 横浜市旭区中沢三丁目32番10号
従たる事務所 横浜市旭区本村町105番地 ラテール旭2階
TEL 045-489-4860 FAX 045-361-4271
名 称 一般社団法人すまいる相続・後見・信託センター
代表理事 田近 淳